

就労アセスメント実施マニュアル (福井県坂井地区)

第3版

令和4年4月

目次

はじめに【就労アセスメントの目的と意義】

1 就労継続支援B型の利用について

- (1) 就労継続支援B型利用対象者
- (2) 就労継続支援B型利用までの流れ
- (3) 就労アセスメントの実施体制

2 就労アセスメントの基本構成(アセスメントの際に行うこと)

3 就労アセスメントの期間・実施場所等について

- (1) 就労アセスメント期間
- (2) 就労アセスメント実施場所
- (3) 特別支援学校等の生徒の実施時期
- (4) 例外的な対応について

4 就労アセスメントにおける留意事項

5 お問い合わせ等連絡先

はじめに【就労アセスメントの目的と意義】

就労アセスメントとは、働くことを希望する障がい者が、適切な「働く場」(一般就労、A型事業所、B型事業所等)を選択することを支援するため、その障がい者の就労面や生活面に関する情報を把握することを目的として行うものです。

また、本人の就労面や生活面の課題のみに着目するのではなく、将来的な就労能力の伸び(成長力)など、本人が持つ「働く力」に着眼し、継続的な就労支援に活用していくものです。

評価の結果は、就労継続支援B型利用の可否や、一般就労が可能かどうかを判定するものではありません。

1 就労継続支援B型の利用について

(1) 就労継続支援B型利用対象者

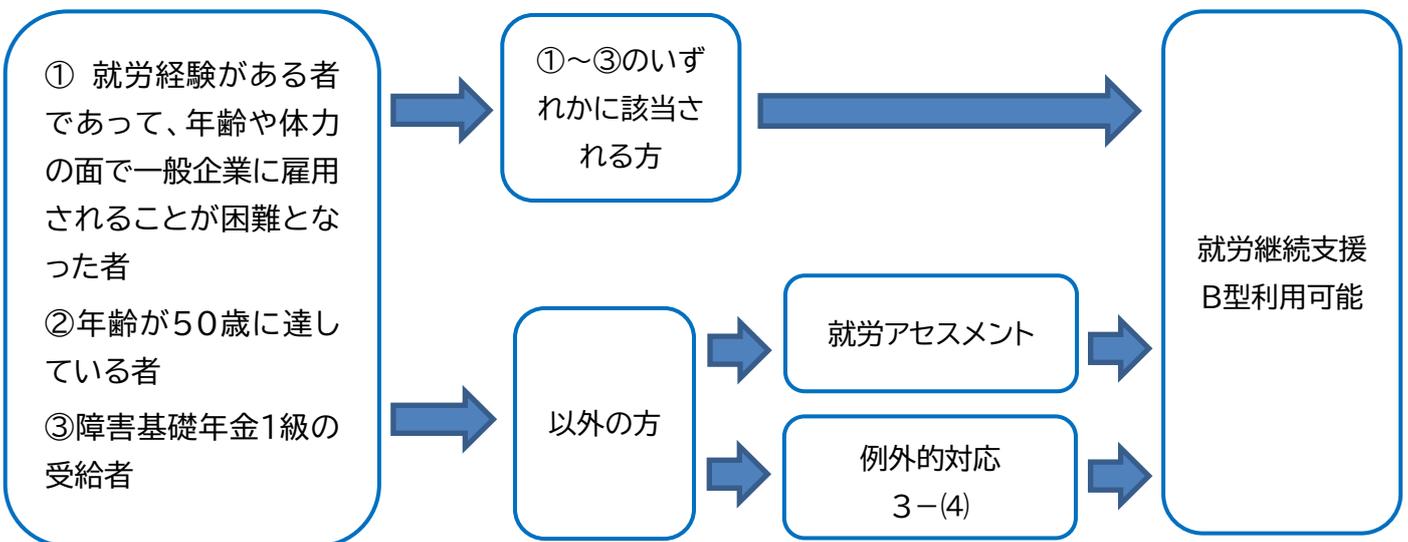
- ① 就労経験がある者であって、
年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 年齢が50歳に達している者
- ③ 障害基礎年金1級の受給者
- ④ ①～③のいずれにも該当しない者であって、
就労移行支援事業所等によるアセスメント(就労アセスメント)により、
就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者

【就労アセスメント対象者像】

- ・特別支援学校等卒業後、最初に利用する進路希望先に、就労継続支援B型が含まれている場合
- ・就労経験がなく、新規で就労継続支援B型を利用する場合

など

(2) 就労継続支援B型利用までの流れ

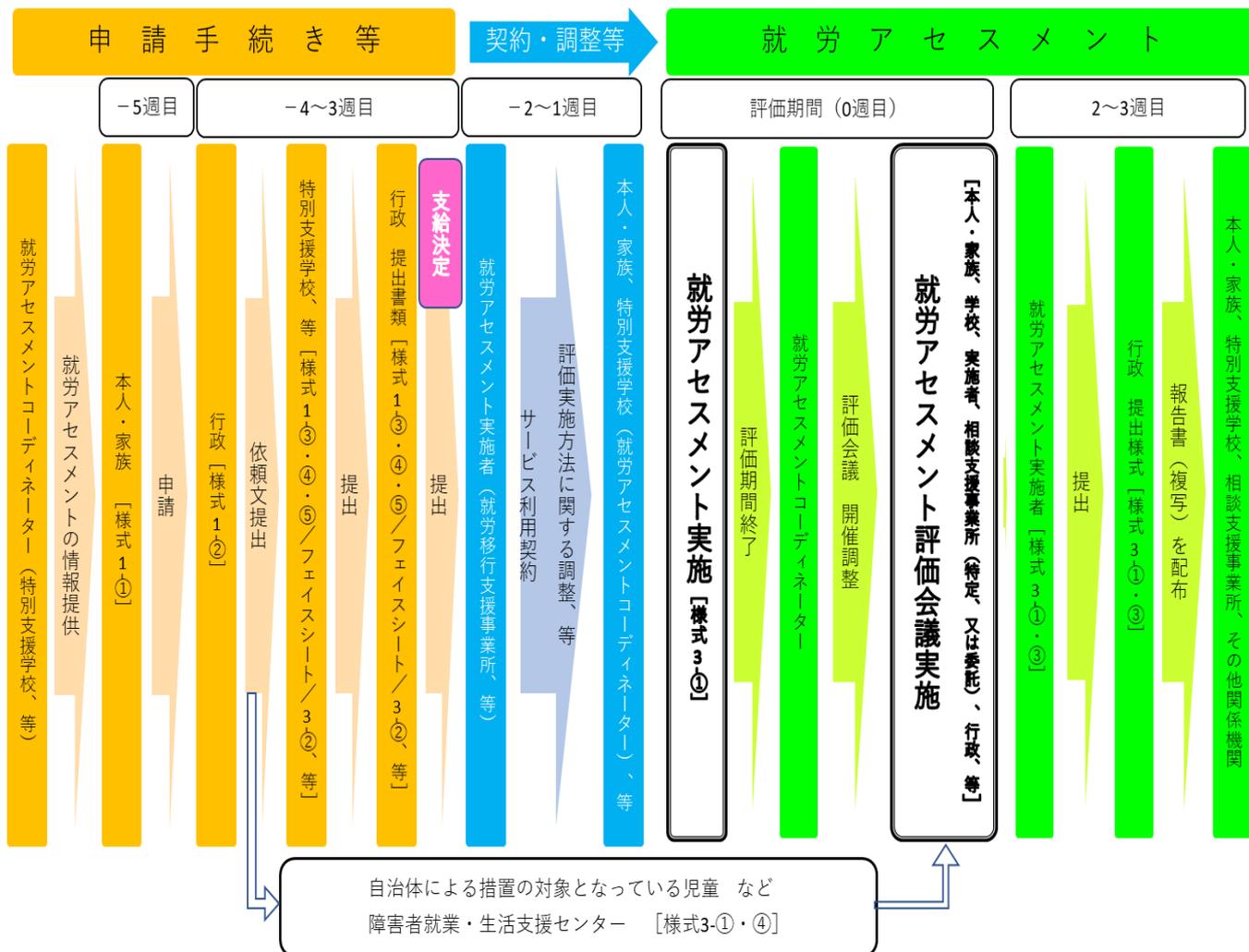


(3) 就労アセスメントの実施体制

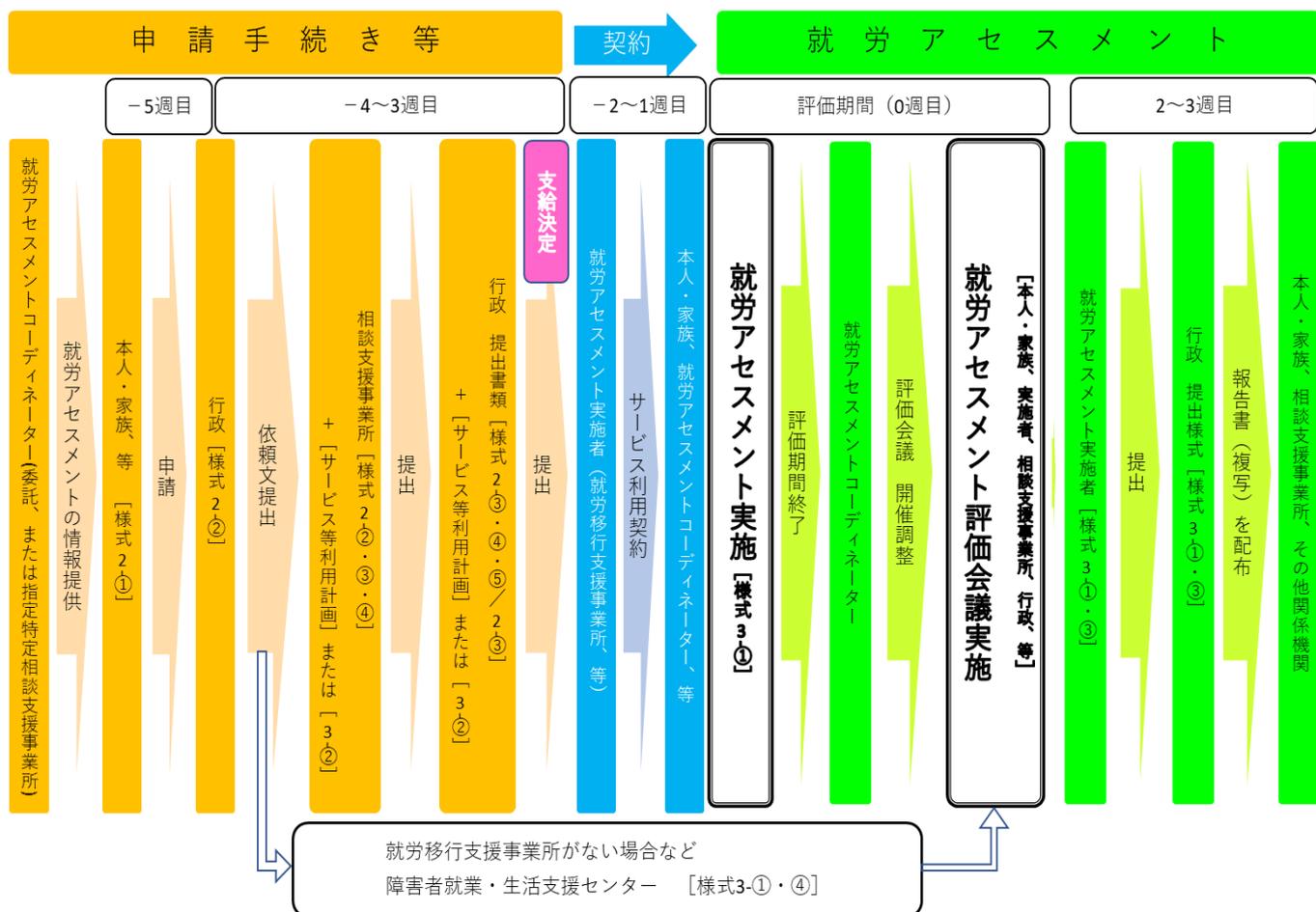
本地区においては、従来、本人の支援に関わってきた方からの就労評価と、就労移行支援事業所で行われる就労アセスメントを組み合わせることにより、本人が適正な判断をし、福祉サービスを利用・選択できる体制を整えています。

① 就労アセスメント実施フロー図

【特別支援学校等の生徒】



【一般の方】



② 就労アセスメントコーディネーターの役割

就労アセスメントコーディネーターは本人に対し、就労アセスメントの意義や目的の説明、ならびに、実施に係る申請の導入や、就労アセスメント評価会議の調整等を担います。

本人	就労アセスメントコーディネーター	就労アセスメント実施者
特別支援学校等の生徒	特別支援学校等	就労移行支援事業所
一般の方	委託、または指定特定相談支援事業所	(特定の状況にあり、就労移行支援事業所で実施できない方は、福井障害者就業・生活支援センター等の協力を依頼)

③ 就労アセスメント支給申請時の利用計画の種類

本人	アセスメント支給申請
特別支援学校等の生徒	セルフプラン(行政、または相談支援専門員によるサポートも可能)
一般の方	セルフプラン(委託相談支援事業所によるサポートも可能) または サービス等利用計画(指定特定相談支援事業所)

2 就労アセスメントの基本構成(アセスメントの際に行うこと)

(1) 就労系障害福祉サービスの説明

就労系福祉サービスを選択・利用する上で有効な情報となる様に、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 A 型・B 型それぞれの事業目的や意義・各事業所の取り組み内容等を伝える。

(2) 一般企業就労についての説明

本人の希望が一般就労でない場合においても、将来的に就労意欲が向上する場合を考え一般企業就労やその後の定着支援を含めた説明を行い、一般就労の理解の促進を行う。

(3) 就労アセスメントの評価項目

本人の就労の可能性を多角的に検討する必要があることから、社会的基本ルール(欠勤の時の連絡等)、社会生活(協調性や日常の生活について)、作業態度(報告や返事、意欲等)、作業能力(スピード等)など、生活面や作業態度などの多様な側面の評価を行う。

【様式③-1 就労評価表】における、評価段階(1~4)については、以下を基準とする。

- 4 … 一般就労を検討していく際に、本人の明確な強み・長所としてアピールしていくことができる項目
- 3 … 一般就労を行うための準備ができている、一般就労を行う際に特に課題にはならないと考えられる項目
- 2 … 一般就労を検討していく際に課題になる、又その可能性があると考えられる項目
(一般就労に向けた訓練が必要であると考えられる項目)
- 1 … 一般就労を検討していく際に、改善の必要性が高いと考える項目、または障害特性と密接にかかわる項目であり、訓練ではなく周囲の配慮(環境調整)によって課題の解消を目指す必要がある項目

(4) 就労移行支援事業所による就労アセスメント評価の取りまとめ

就労アセスメントは担当者だけで決めることなく、本人の希望、保護者や支援者(特別支援学校担任等)の意向、方針や計画も踏まえながら、同じ事業所内にいる就労支援の経験が豊富な支援者など、職員全体で相談し検討した後に取りまとめる。

その際、本人が一般就労に向けた支援を受ける必要がないと考えている場合、担当者は以下の項目を確認し記入する。

- ① 一般就労を希望しない理由
- ② 将来的な一般就労への可能性
- ③ 再度就労アセスメントを受ける希望の有無

(5) 就労アセスメント評価のフィードバック(就労アセスメント評価会議)

就労アセスメントを取りまとめた後、本人・保護者・関係者等に対しアセスメントの内容をフィードバックする。なお、評価に基づき、今後の就労面におけるアドバイスを実施し、本人が就労面における目標や課題設定をする際に役立てるものとする。

3 就労アセスメントの期間・実施場所等について

(1) 就労アセスメント期間

マニュアルでは約1ヶ月を標準的な実施期間としています。また、本人の状況や様々な場合が想定されることから、2「アセスメントの基本構成」に記載している項目を踏まえた評価内容であれば、評価者の判断により実施期間(基本10日間)を3日～2ヶ月の範囲内で適切に設定してよいものとされているため、アセスメント支給決定の際、本人の希望する期間を聞きながら設定を行うこととします。

① 標準期間(10日～1ヶ月)

- ・就労に対する力の全般的な把握が必要な人
- ・進路希望と本人の能力のマッチングの把握が必要な人

② 短期(3日～9日)

- ・企業実習等の経験もあり、ある程度希望と能力のマッチングができており、進路に向けた最終的な客観的指標としてのアセスメントを希望する人
- ・地域の実情や本人の状況(サービス利用の選択肢が限られている等)によって、進路希望がアセスメント以前に妥当だと判断される人

③ 長期(2ヶ月程度)

- ・進路に関する自己理解・自己評価に大きな課題が有り、時間をかけた継続的なアセスメントが必要な人
- ・継続力に加え精神面の安定に課題が有り、継続的な利用を行うことで、精神面の波も含めた長期間のアセスメントが必要な人

(2) 就労アセスメント実施場所

原則、就労アセスメントの実施場所は、就労移行支援事業所内とします。

しかしながら、何らかの事情により就労移行支援事業所への通所が困難な方に対しては、例外的な対応として当該事業所以外でアセスメントを実施することが可能となります。

【下記、3-(4)例外的な対応について【施設外支援の活用】参照】

(3) 特別支援学校等の生徒の実施時期

就労アセスメントの実施時期は、卒業年次よりも前の年次とします。

就労アセスメントは、本人の就労面や生活面に関する働く力の伸び(成長力)を評価し、継続的な就労支援に活用する事を目的としており、課題の早期把握や進路の検討等の為、卒業年次よりも前の年次(学校の長期休暇、現場実習期間等)にアセスメント評価を受けることが望ましいです。

(4) 例外的な対応について

障がいの特性や本人の状態から、就労移行支援事業所等で就労アセスメントを受けることが困難である方は、各市の窓口へ就労アセスメントの支給申請を行った際、別途協議し判断いたします。

【施設外支援の活用】

申請時に就労移行支援事業所等への通所が困難である理由等が記載された就労評価表(様式1-④、ならびに⑤)を提出した後、本人及び関係機関で調整を実施し、個々に合わせた判断を行うこととします。

4 就労アセスメントにおける留意事項

(1) 就労移行支援事業所による就労アセスメントを実施する場合は、事前に事業所との利用の契約を行ってください。

また、暫定支給期間中、就労移行支援事業所のサービス(就労アセスメント評価、評価会議)を受けた日は、放課後等デイサービス、生活介護、短期入所等のサービスは利用できません。

(2) 就労アセスメント終了した後、就労アセスメント実施者は、行政へ就労アセスメント実施報告書及び就労アセスメント表の原本を提出し、関係者等(本人、特別支援学校、実施者、相談支援事業所等)に複写を配布します。また当該書類については、各所の基準に準拠し保管してください。

5 お問い合わせ等連絡先

◆坂井市 健康福祉部 社会福祉課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1 坂井市役所本庁1階
TEL 0776-50-3041

◆あわら市 健康福祉部 福祉課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号
TEL 0776-73-8020

制定・改廃

初 版 平成27年10月

第2版 平成28年4月

第3版 令和4年4月